

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく協議について

1 要旨

医師法第 16 条の 10 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構から厚生労働省に提示された令和 8（2026）年度専攻医シーリング等について、令和 7 年 7 月 7 日付けで厚生労働省からの意見照会があったため、本県の各プログラムの状況を確認するとともに、本県の医療提供体制の実情を踏まえ、次のとおり意見してはどうか。

医師法（抜粋）

第十六条の十 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県による確認事項

(1) 令和 8（2026）年度シーリング案に関する意見

(回答案)

基幹施設がシーリング対象外の都道府県に存在するプログラムにおいては、シーリングを有効に機能させるために、シーリング対象の都道府県に所在する連携施設における研修期間に一定の上限を設けるべきである。

(2) その他の意見

(回答案)

- ・ 医師少数県の専攻医数が増加し、地域偏在の解消につながるようなシーリング案とするとともに、厳格な制度運用を行うこと。
- ・ 国において、専門研修制度の見直しをする場合には、全ての専攻医の就業地について経年にわたって追跡調査を行い、実態を十分把握し、これを反映させること。

3 各診療領域のプログラムに共通する意見

(1) 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、県内に複数の基幹施設が置かれていること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 内科(15)、小児科(3)、外科(2)、産婦人科(2)、麻酔科(3)及び救急科(7)については令和7年度から複数の基幹施設がおかれているが、精神科についても令和8年度から新たに基幹施設が1施設増加し、2施設となったため。

(2) 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 診療科別の定員配置について、令和7年度から6名増となっており、適切である。

(3) その他の意見

(回答案)

- ・ 当該意見照会に係る各都道府県からの要望等を踏まえ、国及び日本専門医機構がどのように対応したのか、明らかにすること。

4 個別のプログラムに関する意見

(1) プログラムの連携施設及びローテーションの設定が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 臨床検査を除く18診療科において、医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれていること、また、各診療科において、大半の圏域に連携施設が含まれていることから、偏在対策に資するものといえる。

(2) プログラムの採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 募集定員は複数の診療科で増減しているが、県全体の定員は令和7年度から6名増となっており、県の偏在対策に配慮されたものであるといえる。

(3) プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 令和8年度に募集を行わないプログラムもあるが、当該診療科の同じ圏域の他のプログラム基幹施設があるため、影響は少ない。

(4) 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 本県においては、臨床検査を除く18診療科において、医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれており、地域枠等の従事要件を満たすための勤務が可能となるよう配慮している。

(5) その他の意見

(回答案：意見なし)

5 前項目「3」「4」の回答内容について、日本専門医機構及び関係基本領域学会への提供の希望の有無

(回答案)

提供することについて、希望する。